

鹿島市概算数量発注方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、設計積算業務の簡素化を図るため、概算数量で発注する場合に必要な事務の取扱事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 概算数量発注方式

当初設計において平面図、標準横断図等により概算数量を算出（一部を概算で算出するものを含む）して発注し、契約後、現地実測の上、設計数量の確定をし、施工するものをいう。

(2) 概算数量

詳細な測量成果によらず、設計図書に示した平面図、標準断面図等の代表的な数値により算出された数量をいう。

(3) 施工計画図書

発注者が提示した設計図書及び現場立会に基づき、受注者が現地調査・測量を行い、この結果をまとめた下記の図書をいう。

- ① 平面図、縦横断図、構造図、展開図等の計画図面
- ② 構造物、土工、仮設工等の計画数量計算書
- ③ ①及び②の結果に基づく、施工計画書

(適用業務)

第3条 市が発注する工事及び業務委託とし、構造、形状等が著しく変化しない比較的単純なものに適用する。

(当初設計書の作成)

第4条 当初設計書の作成は、次のとおりとする。

- (1) 設計書全体を概算数量で設計している場合は、設計書の鏡用紙に「概算設計」と表示する。また、一部が概算数量の場合は、「一部概算設計」と表示する。
- (2) 当初設計時の図面等は、下記のとおりとする。
 - ① 位置図
 - ② 平面図

③ 標準横断図

④ 数量表（概算数量の根拠を明示する。「代表断面×延長」などで計上してよい。）

⑤ その他必要な図面等

⑥ 特記仕様書（概算数量発注方式であることを明記する。また、一部概算設計の場合は、概算数量として扱う項目・数量について明記する。）

(3) 必要に応じて共通仮設費の準備費に、次条に示す「施工計画図書作成費」を計上する。

（施工計画図書作成費）

第5条 受注者が作成する施工計画図書の作成に必要な費用において、「佐賀県 建設工事設計変更ガイドライン 3-2-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合」に該当する分は、これを準用し、別途計上する。ただし、計画図面の作成に必要な現地調査及び測量については、通常行う設計図書の照査の範囲内であり、共通仮設費率計上分に含まれているため、費用の対象としない。

（工期の設定）

第6条 工期の設定にあたり、標準工期に加え施工計画図書の作成期間として、工事内容に基づいた必要な日数を見込むものとする。

（施工）

第7条 施工の流れは、次のとおりとする。

(1) 現場立会

発注者は受注者と現場立会を行い、設計の意図をよく理解させるものとする。

(2) 現地の照査及び調査・測量

受注者は、現地を照査及び調査・測量し、施工前に設計数量を確定するための施工計画図書を作成し、工事打合せ簿を添付の上、発注者へ提出するものとする。

(3) 施工承認

発注者は提出された施工計画図書により工事費、その他諸条件を検討して、工事実施に支障がないことを確認した後に承認する。

(4) 着工

受注者は、承認された施工計画図書に基づき工事を実施する。

(5) 具体的な流れは、別添「概算数量発注方式フロー」参照による。

(設計変更)

第8条 施工計画図書に基づく設計変更については、次のとおりとする。

- (1) 設計変更は「佐賀県 請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」及び「佐賀県 建設工事設計変更ガイドライン」を準用し、手続きを行うものとする。
- (2) 発注者は、施工計画図書に基づき工事内容、工事費を確認し、受発注者協議の上、数量を確定する。
- (3) 変更理由は、「概算数量発注工事の精算による。」あるいは、「一部概算発注のため〇〇工の m^3 を $\Delta\Delta m^3$ に変更」と記載してよいものとする。ただし、下記については、通常の変更理由を記載する。
 - ① 工法等の変更や構造物の構造・規格等の変更
 - ② 新たに工種が発生した場合
 - ③ 施工条件が変更になったことに伴う変更
 - ④ その他、前述①～③に類する変更

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

概算数量発注方式フロー

発注者

受注者

